

# 無人航空機操縦者認定式



当消防組合は令和4年3月に、和歌山県下で初めて総務省消防庁から無人航空機の無償貸与を受け、これまで無人航空機を運用するにあたり、操縦者の育成や飛行に関する申請を行ってきました。

そして、令和4年11月25日に那賀消防組合無人航空機運用要領が定められたことに伴い、同年12月26日に本部職員2名を当消防組合の無人航空機操縦者として認定しました。

操縦者として認定された2名は、航空局ホームページに掲載されている専門機関の講習を受講し、飛行制限区域での飛行等に関して、管轄航空局長から許可・承認を受けた職員となります。

無人航空機はこれまで不可能であった空からの活動を実現します。

今後は、上空からの活動により各種災害等において、俯瞰的、立体的かつ効率的な情報収集活動を実施し、これまで以上に安全かつ効果的な消防活動を実施してまいります。



当消防組合に配備されている無人航空機「蒼天」



無人航空機操縦者に認定された職員2名